

## 平成 29 年度 第 2 回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 平成 29 年 11 月 27 日（月）午前 10 時から 12 時まで

【会 場】： 新潟市役所本館 3 階 対策室 1

【出席者】： 委員長 中川 兼人（大学院准教授）

委 員 大野 寛之（公認会計士）

委 員 鈴木 高志（弁護士）

委 員 津野 洋子（行政書士）

委 員 内田 千秋（大学准教授）

委 員 旗 弓子（公募委員）（出席数：6 名／委員数：6 名）

【議事内容】

### 定例会議報告

#### （1）平成 29 年度上半期（4 月～9 月）発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等の報告

（中川委員長）

皆さん、おはようございます。委員長の中川でございます。

それではこれから平成 29 年度第 2 回新潟市入札等評価委員会を開催したいと思います。

次第の第 1 番目、定例会議報告（1）「平成 29 年度上半期（4 月～9 月）発注工事」の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

おはようございます。契約課長の古山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成 29 年度の上半期における発注工事の状況につきまして、ご報告と説明をさせていただきます。

お手元の資料の 1 ページをご覧ください。発注工事総括表になりますが、本年 4 月から 9 月までの半年間の状況でございます。契約総件数は 487 件、当初契約額合計で 177 億 8,199 万円あまり、平均落札率は 91.37 パーセントとなっております。一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。

工事の件数ですが、前年同期が 462 件であったのに対しまして本年度は 25 件増となっております。平均落札率につきましては、前年同期が 91.01 パーセントであったのに対し 0.36 ポイント増となっております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものでございます。前回お示ししましたグラフに平成29年度上半期を追加したものでございます。入札改革の経緯につきましては、平成28年度までは以前説明しておりますので省略させていただきます。

平成29年度4月ですが、前年と同様に中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる公契連モデルの改正がございまして、引き続き、この基準を下回らないよう最低制限価格の計算式を調整いたしました。グラフをご覧くださいと、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降、下がりすぎた平均落札率は上昇し、平成26年度に区の発注案件について下限値を90パーセント下限値に引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状況が続いております。

続きまして、平成29年度今年度より新潟市で初めて実施しました入札について、2点ご説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、女性技術者についてですが、女性技術者の配置を要件とした入札についてでございます。資料3ページをご覧ください。本件は、女性技術者の登用、育成を目的として、女性技術者を現場に配置できる業者に限定して入札を行うというものです。対象工事は5,000万円から1億円程度として、経験の浅い女性技術者でも施工可能と見込まれるごく一般的な工事を対象とさせていただいております。実績要件につきましては、女性技術者を現場に配置することとし、通常の工事では技術力を担保するために法的に求められている以上の資格を要求するケースもありますが、本件ではそれについては要求せず、女性技術者を配置しやすくなるようにいたしました。また、経験の浅い女性技術者一人で施工させるのは不安だというケースを想定いたしまして、経験豊富な補助技術者を配置することも認めてございます。土木工事で実施した結果、株式会社小川組が落札し、現在、現場施工中という状況でございます。

4ページが本件の入札結果となっております。土木工事で価格競争でしたので、通常であれば数十社によるくじ引きが想定されますが、本件の有効札は13社でした。そのうち1社は女性技術者がいない、要件を見落としていたということで失格となっております。有効札を入れた業者に電話で確認したところ、配置する女性技術者は確保していたと、会社の中にと、ぜひもう何件かは実施してほしいという話が多く寄せられましたので、今年度にもう1件、来年度以降も引き続き実施していく予定でございます。

なお、建築につきましては1件入札を発注いたしましたが応札者ゼロという状況でございましたので、建築工事につきましては要件の見直しなどを含めまして今後検討の課題とさせていただきます。

続きまして、一抜け方式でございます。資料5ページをご覧ください。一抜け方式とは、一つ目の工事で落札候補者となった業者を二つ目以降の工事では無効とし、1社に契約が集中してしまうことを防ぎ、落札業者の分散を図る方式でございます。本年度におきます対象工事は、三つの道路改良工事を対象とした第1弾と、二つの下水道工事を対象とした第2弾の計2回実施いたしました。入札結果につきましては資料のとおりでございます。

第1弾では価格競争のため全社同額となり、くじ引きで決定することとなりました。①が5JVでくじ引き、②が4JVでくじ引き、③は3JVでくじ引きということでございます。それぞれ1番目が水倉・国土特定共同企業体、2番目が加賀田・丸運特定共同企業体、3番目が本間・吉田特定共同企業体が受注したということでございます。一抜け方式をもし採用しなかった場合ですが、今回の参加5JVでしたので、一つのJVが2件以上当選するということも十分可能性としてはあったと思われることから、一抜け方式を採用したことにより、適切に落札者の分散、平準化が図られた結果ということで認識しております。

第2弾につきましては、総合評価方式のため、評価の高い実績を持つ業者が2件とも受注してしまう可能性が十分ありました。⑤評価順位2位だった株式会社小川組が⑥工事を落札できていますので、これも適切に落札者の分散が図られた結果と思っております。

今後も、同一公告日であって同一要件で発注する大型案件につきまして、一抜け方式の採用を継続していきたいと考えております。

以上で、平成29年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。お願いいたします。

(中川委員長)

ありがとうございます。

ただいまの報告と説明につきまして、皆様のほうからご質問等はございますでしょうか。

(津野委員)

よろしく申し上げます。

3ページの女性技術者の配置を要件とする入札の実施についてですけれども、いつもにいがた女性会議の担当課長との懇談会でお越しいただきまして、ご説明いただきましてありがとうございます。こちらのほう、法律で女性活躍推進法という法律ができておりますけれども、こちらの法律との関連はないということでしょうか。そちらの法律よりも先にこの入札の実施についてということをお伺いしているものですから、国の女性活躍推進法との関連はないというふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

まったく関連がないということは当然ございません。その法律に基づきまして国もモデル工事を始めておりまして、それを受けて新潟市も試行させていただいているということでご

ざいます。

(津野委員)

ありがとうございます。引き続き、この入札の案件というのが新潟市では実施していかれるということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。引き続き実施させていただきます。

(津野委員)

よろしくをお願いします。

(内田委員)

今のご質問に加えまして、新潟市では女性技術者はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。データがありますか。

(事務局)

新潟市内における建設工事会社における女性技術者の数ということですか。

(内田委員)

はい。

(事務局)

申し訳ございません、その数は把握してございません。ただ、少なくとも今回この入札に参加した会社にはいるということですので。

(内田委員)

今後も増えていくことが予想されるのでしょうか。

(事務局)

こういった事業を実施することによって増えていくことを希望しまして、願って、こういう形でさせていただいているということでございます。

(内田委員)

ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、私のほうからもこの女性技術者についてのところで、まだ始めたばかりなので、未熟な技術者の方でもできるように5,000万円から1億円程度の土木一式を発注する際の条件にしたということですがけれども、今後もこの傾向でいきますか。それとも、ある程度女性技術者の数が増えてくる、習熟した人たちが増えてくるような状態になったら金額を上げるという方向を考えているとかという方向性というのはありますか。

(事務局)

もちろん、こういったことをやらせていただく中で女性技術者の技術的なレベルも当然上がっていくと思いますので、そうであれば金額の高い、より複雑な工事につきましても発注をさせていただこうと考えております。

(中川委員長)

それと同じように、やはり女性技術者の部分で、建築部門については応札がなかったというお話でしたけれども、ということは、建築部門についてはまだ女性技術者の進出はすごく少ないと考えられますか。

(事務局)

業界との話をする中では、極めて少ないということです。設計部門ですとけっこういるのですが、実際現場に出て取り仕切るという女性技術者はなかなか少ないと聞いております。

(中川委員長)

現実そうだろうなという感じがします。分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。

(内田委員)

一抜け方式につきまして、先ほど入札結果の第1弾のところ、①については同額だったのでということでこの最初のJVが選ばれたと思うのですが、②と③についても同額だったのでしょうか。

(事務局)

すべて同額です。土木工事なのですべて同額になります。

(内田委員)

ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかにございますでしょうか。

では私のほうから。やはり一抜け方式について、実は先ほどの女性のこともお聞きしたいのですが、両方合わせての質問になります。まずこの一抜け方式と女性技術者の、現場監督の登用というかなり意欲的な契約の取り方をしていると思うのですが、これは今まで前例があるのですか。それとも、新潟市が独自で開発した発想でしょうか。

(事務局)

いいえ。国とかもすでにやっていることですので、前例としてはあります。

(中川委員長)

どれくらい前から国のほうはやっているか分かりますか。

(事務局)

平成 25 年、26 年くらいからかと。

(中川委員長)

そうすると、4、5 年前くらいから、国では一抜けも女性技術者もやっていたと考えてい  
いわけですね。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

分かりました。そこのところがすごく聞きたかったことと、もう一つ。

第 2 弾で、総合評価でなおかつ一抜け方式を使ったということなのですから、総合評  
価ですと 1 回目の総合評価点、皆さん分かりますよね。そうすると、これは 1 回、2 回まで  
しかないですけれども、2 回目以降の入札について総合評価で順位がある程度見えている、  
もうここに決定になるという予測がついてしまうような感じがするのですが、そこについて  
はいかがでしょうか。1 位、2 位、3 位の順番、点数が総合評価点で最初のもので出ていれ  
ば、ほぼそれに準ずる形になるかと思うのですけれども、そういう際には応札者が、応札と  
いうか決定者が見えてしまうという感じがするのですけれども、そこについてはいかがでし  
ょう。

(事務局)

総合評価ですので、ある程度自分の会社の点数というのは予測できると思います。

ただ、どの会社が応札してくるかということは当然分かりませんので、この二つの入札は  
同時に出していますので、その二つの、両方多分ほとんど同じメンバーがくるということに  
はなるとは思いますが、ほかの一般の普通の総合評価もそうですが、総合評価というのはある  
程度自分の点数が分りますので、その中で、どの会社が参加するかによって自分が取れるか  
取れないか、だいたい予想がつくと思います。それは総合評価なので仕方がないことだと思  
っているのですが、ですからこれに関しましても、メンバーがすでに事前に分っていれば自  
分が取れるか取れないかということはある程度分かるかもしれませんが、あくまでも  
参加するメンバーというのは事前には分かりませんので、結果として自分が取れるか取れな  
いかということは想像がつくとは思いますが。

(中川委員長)

分かりました。第 1 弾も第 2 弾も、1 回目も 2 回目も一斉に応札を出すところを私  
は失念していましたので、1 回目の結果を見て、これはもう 2 回目も取るどころ決まってい  
るというふうに分ってしまうのが少しおかしいなと思っただけで、同時に出していればそう

いう危惧はなくなるという感じがします。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、私のほうからもう一つ。この一抜け方式について、第1弾は価格競争なわけですが、五つのJVがすべて同じ金額だったということですから、くじ引きという先ほどのお話からいって、土木工事だからすごく簡単な積算だということがポイントなのか、それとももっと違う要因があるのか、事務局側の見解を教えてくださいというので、すけれども。

(事務局)

この工事に限らずなのですが、一般的な土木工事ですので95パーセント、96パーセントくらいの割合で最低制限価格でのくじ引きになっています。

(中川委員長)

95、ないしは96くらいなのですね。

(事務局)

土木工事につきましては単価がすべて公開されていますので、きちんと積算すればすべて価格が分かるという状況になっています。

(中川委員長)

そうすると、これから入札を出したとしても、価格競争として出せば、土木に関してはほぼ同額で出してくるところが圧倒的に多いだろうということになりますね。

(事務局)

そうですね。それが今、土木工事における新潟市の課題だと思います。

(中川委員長)

課題だと思います。みんな一緒にただくじ引きするだけであつたら、入札の意味はどういうものになるのかというところを少し考えていかなければだめなのかなということで、今後、この一抜け方式のことではないですけれども、これは土木工事等、単純な積算ですぐ価格帯が見えるものについてはどのようなやり方がいいのか、価格競争だけでいくのではなくて総合評価で全部いくとか、いろいろなことを考えていかなければだめなのではないかと感じています。これは一抜け方式よりも価格競争の部分の疑問点とさせていただければと思います。

ほかに何か、皆さん、ございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、苦情処理及び指名停止措置について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

苦情処理及び指名停止についてご報告させていただきます。

資料6 ページになります。苦情処理につきましては該当はございませんでした。

続きまして7ページの指名停止についてですが、本年度上半期におきましては、指名停止とした業者は株式会社近藤組の1件でございます。株式会社近藤組は、水道局発注の排水幹線布設工事の施工にあたりまして、本年7月4日から5日にかけて新潟市中央区学校町通1番町地内の国道116号上り車線において、通信用地下ケーブル下部に配水管500ミリを配管する際、埋戻し土の転圧不足等により、施工場所の仮舗装部において道路陥没を発生させ、走行中の車が落ち、損害を与えました。このことが指名停止等措置要領第2条別表第1第3号、過失による粗雑工事に該当するため、1か月間の指名停止とさせていただきます。

(中川委員長)

ありがとうございます。

ただいまの報告について質問等ございますでしょうか。

すみません、私のほうから。これはたしかニュースか何かで見た記憶があるのですが、どれくらいの大きさの陥没だったか分かりますか。

(事務局)

深さ50センチメートルくらいです。

(中川委員長)

でも車で通れば危ないですね、完全に。分かりました。単純に興味があったので。

ほかに何かございますでしょうか。

## **(2) 当番委員より抽出工事事案の抽出理由説明**

(中川委員長)

続きまして抽出案件の内容になりますけれども、今回審議を行う抽出工事案件につきましては、当番委員として内田委員から抽出をお願いいたしましたので、抽出理由等をご説明いただきたいと思います。

(内田委員)

それでは10ページにまいります。今回の抽出の方針としましては、落札率が高いものや、有効札が少ないものを選びました。

最初の制限付き一般競争入札の1番目ですけれども、総合評価が取られておりましたのでその詳細と、有効札が一つしかない理由を知りたいと思います。

次ですけれども、落札率が99.03パーセントと、今回の全土木工事一式工事案件の中で一



番高い落札率でした。この案件でも、有効札が1件しかありませんでした。

3番目ですけれども、これも落札率が高いものを選びました。有効札も1件のみです。今回の全対象案件を見ますと、解体工事全般の傾向としまして、落札率が高い反面、有効札が少ないといえそうですので、もし理由が分れば教えていただきたいと思います。

次に指名競争入札の1番目ですけれども、これも落札率が高いものを選びました。有効札は10件のうち3件です。また、全対象案件のうち指名競争入札の電気工事では落札率が高めのものが見られましたので、その理由があれば教えていただきたいと思います。

2番目の指名競争入札ですけれども、これも落札率が高いものを選びました。有効札も少なめです。

次に随意契約ですけれども、今回の全対象案件を見ますと、管工事のうち特にガス設備工事がすべて随意契約の対象となっておりました。その理由を知りたいと思い、今回の抽出対象案件の中から一番高い契約金額のものを抽出いたしました。

(中川委員長)

ありがとうございました。

### **(3) 抽出工事案件の審議**

(中川委員長)

では、この抽出案件につきまして事務局より説明をお願いいたしますが、まず制限付きの一般競争入札のほうから番号順に説明していただきたいと思います。また、質疑をする際には、一つ一つでやるのではなくてある程度のまとまりで区切りを付けてやっていきたいと思いますので、その辺りをよろしくお願いいたします。

では事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区役所総務課の中川でございます。抽出事案説明書①、11ページでございますが、説明をさせていただきます。

最初の案件となりますので、説明書記載内容等の全般的事項も含め、若干ていねいにご説明させていただきます。少し時間をいただきたいと思います。

11ページの資料、上から順番に発注方式、工事担当課、工事名が記載されております。

その次、予定価格、落札金額につきましては、いずれも消費税抜きの金額が記載されており、落札率は、落札金額を予定価格で割り返したものであるという形になっております。

次の工事種別でございます。工事種別につきましては、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など29工種のうち、どれに当たるかを記載しております。

次の欄は簡単な工事概要が記載されております。

競争参加資格の設定内容につきましては、入札公告内の実績要件として、工事ごとに個別に参加資格要件を定めているものと、一般競争入札共通項目において配置を要する技術者の詳細、指名停止に該当しないこと、暴力団排除条例に違反していないこと等、全工事に共通する一般的な事項を定めております。

次の、上記資格を設定した経緯等の資格設定の考え方でございますが、一般競争入札実施要綱第3条の規定によりまして、一般的な参加資格は共通公告として設定し、それ以外の工事個別の資格要件については副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り定めることとしております。なお、1,000万円以上5,000万円未満の区発注の案件につきましては、各区の区長を委員長とする区役所審査委員会に諮り決定しているというところでございます。

次の欄の資格参加申請書の提出者数、辞退者数等、入札参加者数でございますが、資格参加申請書の提出者数につきましては、申請書の提出者数とありますが、電子申請済ですのであくまで電子上の参加申込みを行ったものの数、辞退者数等は申込み後辞退等の手続きを行ったもの及び超過、無効の入札者の総数、入札参加者数はその辞退者数等を除いた有効札を入れた、入札した参加者数が記載されているというものでございます。

次の落札候補者の資格認定については、新潟市ではすべて入札後の審査としております。

一番下の入札状況等の契約までの経過については、記載のとおりというところでございます。

次の12ページをご覧いただきたいと思っております。本工事を総合評価方式とした理由についてです。この電線共同溝工事でございますが、電線用管路の地中化部分において、電気および通信事業者等の電線管理者と綿密な協議や工程調整が必要であり、施工の確実性が高く要求されるというところ、さらに本工事は市街地での工事となっております、周辺環境へ十分配慮した施工が必要となる案件であったことということで、今回、総合評価方式を取っているというところでございます。この総合評価方式につきましては、また後ほど説明させていただきます。

続きまして13ページ、入札公告でございます。こちらを上から順にご説明させていただきます。

入札公告につきましては、地方自治法施行令及び新潟市契約規則に公告の手續や公告すべき事項等が規定されています。上から順にいけます。案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等という順番で記載されております。

中段の予定価格、最低制限価格は落札者決定後に公開しているというものでございます。

続いて、申請申込、質疑書の提出締切日時、電子入札の手続が可能な期間、締切日時、入札予定日時等が記載されております。

その下、前払金でございます。契約締結後速やかに契約額の4割を前払いするものでございます。その横、部分払でございますが、工期が2年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものとなります。この工事につきましては単年度工事であることから、本件は該当しないという表示をさせてもらっております。

次の入札保証金は登録業者のため免除、賠償責任保険につきましては要加入となっております。

次の格付又は評点でございます。本市の競争入札に参加するためには、2年に1度入札参加資格申請書を提出する必要があるとございます。市ではこの申請に基づき資格の認定と格付を行います。通常、土木一式工事ではSランクからDランクの格付を行い、工事規模によって参加業者のランクを定めております。新潟市の登録名簿で土木一式に登録されているBまたはCランクに格付されているものを参加可能と、この度は、したものでございます。

次の営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、中央区内に本店を有するものを対象という形、条件を付けております。

次の実績要件は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成14年4月1日以降に竣工した請負金額300万円以上の土木一式工事、公共工事またはコリンズ登録の元請実績または共同企業体の構成員としての実績を求めているというところでございます。

工事の概要につきましては記載のとおりでございます。

備考につきましては、本件が開札後に予定価格等公表したあと、積算上の質疑を受け付ける対象案件であるということを示したものでございます。

次の14ページ、入札の結果でございます。

事後公表といたしました予定価格は2,976万円、最低制限価格は総合評価方式のため設定していませんが、最低制限価格と同様に計算した基準数値は2,680万円でございます。資格参加申請書の提出者は3社、辞退者が2社で、有効札が1社で基準数値と同額の入札をし、総合評価の結果、落札したものでございます。なお、辞退の理由書が辞退した2社それぞれから提出されております。内容は、ともに他の工事を受注したため技術者の確保ができなくなったものということで、2社ともこの理由で辞退という形の届出をされております。

それでは次に総合評価の内容についてでございますが、こちらにつきましては技術管理センターから説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課の西脇でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、新潟市で試行しております総合評価方式について説明させていただき、その後、今回の抽出工事である総合評価の評価内容について説明をさせていただきます。

最初に、配布してあります別冊資料1「総合評価方式について」をご覧ください。

はじめに1「総合評価方式とは」についてです。通常の一般競争入札は価格競争による評価ですが、総合評価方式は価格競争に加え技術的な要素も評価の対象として、品質や施工方法などについて、施工実績や工事成績なども含め総合的に評価し、技術力と価格の両面からもっともすぐれたものを落札者とする方式となります。

次に2「本市における総合評価方式の取り組み」についてです。表1に総合評価方式の対象とする金額、試行件数を記載してあります。新潟市では、平成18年度から予定価格1,000万円以上の一般競争入札での工事を対象に試行を開始し、年度ごとに試行件数を徐々に増やしていきまして、平成23年度には1,000万円以上の工事の概ね50パーセント程度を目標として、件数で275件と大幅に試行件数を増やしたところですが、特定の企業への受注が集中したり、また、中小企業が受注できないといった業界からの意見などを受けまして、平成24年度から、対象金額を、土木工事は2,500万円以上、建築工事は5,000万円以上に変更いたしました。その後も企業へのアンケート調査や各建設業団体との意見交換などを行いながら、平成25年度以降は、土木、建築とも、原則5,000万円以上の契約発注工事を対象とし、その60パーセント程度の工事で試行を行っております。また、5,000万円未満の工事につきましても、周辺環境や安全対策などの配慮や工夫を必要とする工事などについては対象とすることができることとしております。

次に3「本市における総合評価方式のタイプ」についてです。新潟市の総合評価方式は、工事の難易度に応じて、記載してあります①特別簡易型から④高度技術提案型の四つのタイプに区分しており、難易度は①特別簡易型から順に高くなっております。四つのタイプのうち、現在新潟市では、比較的技術的な工夫の余地の小さい工事が対象である①特別簡易型と②簡易型の二つのタイプで採用をしております。

次の4「特別簡易型と簡易型のタイプ分け及び評価項目・評価点について」、資料裏面の平成29年度技術評価点の配点表で説明いたします。

この資料の技術評価にかかります評価項目や配点などの落札者決定基準につきましては、あらかじめ学識経験者の意見を聞くこととされておりまして、新潟市でも大学教授や国、県の実務経験者をアドバイザーに選任し、中立的な立場から意見をいただいております。

まず配点表の上段、緑色の部分でございますが、総合評価の区分として、技術評価にあたり、簡易な施工計画の提出が必要か、必要としないかで二つの区分に分かれております。左

側が施工計画を求めない特別簡易型、右側が施工計画を求めます簡易型になります。右側の簡易な施工計画を求める簡易型につきましては、工事案件ごとに学識経験者を交えたアドバイザー会議を開催し、施工計画などの技術資料について意見をいただいております。また、両タイプとも、工事金額の範囲に応じて、額の少ないほうからⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類しております。

次に、表上段左側の評価項目の欄をご覧ください。評価項目は、大きく分けて、今ほどお話ししました緑色の部分、またピンク色の項目、合わせて四つの項目に分かれており、各欄に記載されている数字はその評価項目における評価点となります。

一つ目が緑色の①簡易な施工計画です。これは総合評価の二つの区分のうち、表右側の簡易型のみが対象となります。

二つ目は、その下ピンク色の②工事の施工能力です。これは企業や配置予定技術者の工事成績や工事の施工実績を評価する項目になります。

三つ目は、その下のピンク色の③地域・社会貢献度です。災害時の活動協力や、除雪協力、ボランティア活動などの地域への貢献度、その下の客観的な優良性を評価し、地域社会貢献度の右側の点数になるように選択をいたします。

四つ目がピンク色の④新規雇用に関する項目になります。

以上、これらの評価項目における評価点を合計したものが、その下、ブルーの技術評価点となります。この技術評価点の配点につきましては、左側の特別簡易型が22点満点に対し、右側の簡易型は32点満点と、特別簡易型よりも技術評価点に重みを置いたタイプになります。この技術評価点に、その下の価格評価点、特別簡易型の場合は80点、簡易型の場合は70点を加え、合計102点を満点として入札参加者を評価することとしております。

新潟市で試行しております総合評価方式の説明は以上になります。

次に、抽出案件①「新潟鳥屋野線（天神尾工区）電線共同溝工事」の総合評価の評価内容について説明をいたします。

本工事は、先ほどもお話がありましたが、新潟駅の高架化事業に関する周辺街路整備である新潟鳥屋野線における電線類の地中化工事になります。総合評価方式は、簡易な施工計画を求めない特別簡易型を採用しております。

15ページをご覧ください。入札公告に添付し、総合評価方式を行うにあたり技術評価に関する提出書類や注意事項などを説明している個別説明書であり、15ページ下の段にありますが技術評価に関する事項において企業および配置予定技術者に求める施工実績などが記載されております。

次に17ページをご覧ください。裏面の18ページを含めて入札公告に添付し、参加企業が

事前に提出する技術評価点自己評価表になります。入札参加企業は、評価項目の一番上の工事成績を除きまして、様式に記載の評価項目について自社における実績の有無や施工能力などを自己評価し、この様式で提出します。この自己評価表が提出されない場合は、技術評価をすることができないため失格となります。

次に 19 ページをご覧ください。総合評価方式による評価結果についてです。当案件の入札参加申請者は、落札者である株式会社石津組のほか二つの企業がありましたが、応札者は株式会社石津組だけであり、他の 2 社は辞退をしております。落札者の技術評価点と価格評価点を合計した総合評価点は 98.265 点でした。

次に総合評価の評価内容についてです。20 ページをご覧ください。上段の表に工事番号、工事名、工事個所、工事概要、予定価格、最低制限価格に相当する基準数値などを記載しております。

その下、上から二つ目の表には評価項目および評価基準が記載されており、本案件の評価項目は、表の中に点数が記載されている項目が対象となります。左から順に、工事の施工能力として企業や配置予定技術者の能力を評価する項目、次が地域社会貢献度として災害時活動協力などの配点が記載してあります 7 項目、次が客観的な優良性として品質マネジメントに関する国際基準である ISO9001 の認証の有無についての評価項目、最後が新規雇用に関する評価項目となっております。これらの技術評価項目における評価点の合計点は、次の小計に記載してあります 22 点が満点となります。小計の次の価格評価点の 80 点を加え、合計 102 点を満点として入札参加者を評価いたします。

その下の表、技術資料の評価は、入札参加者から提出された技術評価点自己評価表に基づき評価した結果を記載しております。なお、提出されました技術評価点自己評価表の内容につきましても、落札候補者となった段階で確認できる資料を提出いただき、審査を行い、評価点を決定いたします。また、辞退した入札参加者欄は空欄としております。結果として、順位欄に記載しておりますが、上から 2 番目の落札者である株式会社石津組の技術評価点は、22 点満点中、先ほどもお話ししましたが 18.265 点となっております。

一番下の表、総合評価結果をご覧ください。入札者の右側に入札価格、その右欄に最低制限価格に相当する基準数値以上で予定価格以内の価格が記載されています。この中で、複数の参加企業がある場合はもっとも低い金額、本件については応札者が 1 社のみですので株式会社石津組の入札価格 2,680 万円が配点基準価格となり、その右欄の価格評価点は株式会社石津組の入札価格と配点基準が同額であり、満点の 80 点となります。表の右から 2 列目の総合評価点の欄には、技術評価点 (A) と価格評価点 (B) の合計点を記載しております。複数の参加企業がありますと総合評価点の最高点の企業が落札者となりますが、本件は応札者

企業が1社だけでしたので、株式会社石津組が落札となっております。

以上で「新潟鳥屋野線（天神尾工区）電線共同溝工事」の総合評価の評価内容について説明を終わります。

（中川委員長）

ありがとうございました。

それでは、今回の抽出案件の中で総合評価方式はこの1件だけですので、これについてはこの1件について質疑応答をしたいと思います。

ただいまの説明、最初でしたので長いと思いますけれども、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

（旗委員）

株式会社石津組の、20ページで、同種工事の工事成績とか、配置予定技術者の能力がゼロ点とかになっていて、技術の能力に少し不安な気がして、1社しかない場合、もう1度募集をかけるようなことはしないのでしょうか。

（中川委員長）

この点はいかがでしょう。技術的なもので0点のものがあるのだけれども、再度の入札をするということはないのかという質問だと思いますが。

（事務局）

まず、配置予定技術者の同種工事の実績がないということで0点という評価になっておりますが、今回、電線共同溝という工事なのですが、件数としてそれほど多くないという点で実績がないということですので、ほかの工事でも0点というところがある例もあるのですが、国家資格そのほか含めて、企業として実績があるということで再度の入札はしないということにしております。回答になっていないでしょうか。

（旗委員）

本質的にこの工事が大丈夫なのかなという感じ、ただそういう素人の印象を受けたもので。

（中川委員長）

もう一度確認ですけれども、今の回答としては、国家資格はあるし、この種の工事がそれほど件数が多くないので、参加資格、施工実績というようなものがなくてもまあやれるだろうと踏んだと考えていいですか。

（事務局）

はい。

（中川委員長）

そういうことですね。

(事務局)

担当技術者個人としてはないかもしれませんが、会社としては実績がありますので、当然、工事に対して会社が責任を持って工事を行うということですので。

(中川委員長)

分かりました。そうですね、これは配置予定技術者についての評価ですからね。会社の評価ではないということですね。その辺りでよろしいでしょうか。会社自体の実績ではなくて、そこにかかわる技術者の部分についての実績というところで考えたということになります。

(旗委員)

そうですね。0.2というのは、少しはありますよということですよ。

(中川委員長)

よろしいですか。

ほかになにかございますでしょうか。

(鈴木委員)

2点ほど確認したいことがありまして、まず17ページの技術評価点について、自己評価してまず申請するということなのです。自己評価については入札があったのちに市のほうで再チェックするということになるのですか。その確認と、もう1点は20ページで、基準価格でしょうか、これは最低価格を入れた数字、最低価格で入札した会社の数値がそのまま入るといことなのではないでしょうか。その2点を確認したくて質問しました。

(事務局)

一つ目のご質問の自己評価の確認ということですが、先ほど少し説明させていただいたのですが、落札候補者となった段階で、評価した内容についての資料を提出していただいて確認しております。

基準数値につきましては、最低制限価格に相当する金額、普通の入札で計算した最低制限価格と同額の数値を基準数値としておりますので、入札者の最低、一番低い額ではなくて、あくまでも計算で出した最低制限価格の数値となっております。

(鈴木委員)

その数値は、別に公表されるとかということではなくて。

(事務局)

事後公表です。

(鈴木委員)

はい、分かりました。

(中川委員長)



つまり、今回はたまたまこの基準数値とこの会社が出した額が同額だったと考えていいわけですか。

(事務局)

そのとおりです。

(中川委員長)

そうですね。

ほかに何かございますでしょうか。

(大野委員)

1点質問と、もう1点は感想というか自分の考えなのですが、まずこの自己評価表というものを17ページで書いて出してくると思うのですが、やはり契約を取りたいからある程度少し甘めに出してくる可能性もあるので、その辺のチェックというのはどのようにされているのかということが一つと、もう一つは、旗委員からのご指摘があったように、競争性がどうも足りないとか少ないのではないかとということで、ネックになっているのが、個人的に考えるのは、営業拠点が新潟市だけではなくて中央区に限定してしまっているというところで、地元企業を育成するということはたしかなのですが、同じ新潟市なので、どうなのでしょう。その辺り、中央区という一つのエリアだけにとられるというのは、同じ新潟市であればいいのではないかとこの気もするのですが、その辺、素人的な感想なのですが、2点ご意見を賜りたいと思います。

(事務局)

自己評価表の確認ということで、先ほどお話ししておりましたが、17ページにあります企業の能力というところで、同種工事の工事成績等、施工実績等につきましても、コリンズ登録していますので、落札候補者になった段階でそういう資料を全部、点数が何点以上というところについては、新潟市でこういう成績を付けたものを受注者に送付していますのでその写しを提出してもらって確認していますし、その下の配置予定技術者の能力、国家資格につきましては国家資格の写しを提出していただいています。同種工事の成績等についても、新潟市からいったものの写しを入札者から提出いただくなど、その下の地域社会貢献度につきましても、新潟市と災害協定を結んでいるとかそういう契約書、除雪協力につきましても、契約した写し、契約書の写しなど、そういうものを全部、根拠となる資料を提出いただいて確認し、評価点を確認、決定しているところでございます。

(大野委員)

これを最初から企業に評価してもらおうのではなくて、市のほうで評価するというほうが公平性が保てるのではないかと思うのですが。

(事務局)

市のほうで全部できればいいのですが、今言ったような国家資格とか、そういうものはあくまでも入札参加者の方がどういう方を配置技術者に配置するかによって、我々の方が国家資格を持っているとかは評価できませんので、あくまでも自己評価をしていただいて落札候補者になった段階でそういう資料を提出いただいて評価点を決定しているというところでございます。

(大野委員)

では、市としては、自己評価してもらってそれを裏付け、内部統制とかチェックはしているということですね。

(事務局)

はい。あと施工実績につきましても、我々が設計書等で全部、施工した工事数量とか確認をして評価しているところです。

(大野委員)

分かりました。

(事務局)

あと、指名業者が区にということなのですが、我々、業者を選定する際に、選定要綱等、内部の規約等の中で手続を進めているのですが、その中に、区内業者優先という項目も一つございまして、まずはそれで指名させていただくと。ただ、その中で不調もしくは決定がない場合には、今度は範囲は市内に本店を置くことという形で当然広げてまいりますので、まず第一段階という形でのものです。

(大野委員)

では第一の公告で中央区にある人が申し込んでくれればそれでいいけれども、中央区の人がいなければ広げて市ということなのですね。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

それに関して私も少し意見とかあるのですが、以前、業者も多くて人も多かった頃というのは、ふるい落とすほうが多かったと思います。ただ最近では、入札をやったけれども応札なしとか、そういったものの理由として、人手が足りない、技術者がいない、特に中央区のようなところでやるものについては非常に安全管理をしなければだめということで、安全対策あるいは対外的な環境対策を盛り込むというような非常に難しいところもあるということで、だんだん手が時々挙がらないことがあるなと感じています。

ということになると、始めの段階から少し範囲を広げて、区内優先というよりも新潟市内の業者でという形であれば、それ自体で新潟市、地元の企業を育成するという趣旨にはかなうような気がするので、区内優先、その次に新潟市内という段取りは、今の社会の技術者の人、あるいは工事を請け負う会社の状況などを考えると、そろそろ方向を変えてもいいのではないかと、これは意見具申と聞いていただければいいと思うのですが、そういう考え方もあるのではないかと考えていただきたいと思います、何かありますか。

(事務局)

では契約課から少しご説明させていただきます。

あくまでも新潟市発注の工事ですから新潟市内の業者を取っていただきたい、これは大前提でございます。5,000万円以上の大型案件につきましては、ほぼ全市、区限定とか一切なく全市、あくまでも5,000万円以上につきましては全市を対象とした工事とさせていただいております。

ただ、5,000万円未満の各区が発注する工事に関しましては、新潟市は相当多くの市町村を合併してできた新潟市でございます。各区、新津ですとか白根ですとか巻ですとか、地元の工事については地元の業者を取らせてほしいという強い要望もございまして、区発注の案件につきましては競争性が保たれる限り区内の業者を取っていただく、地元の工事は地元の業者を取っていただくと、これが今の考え方でございます。

業界も、そのようにしてくれという形でございます。巻の工事を豊栄の業者が取ると、こんなことは合併する前はなかったということです。あくまでも地元の業者は地元をよく知っている地元業者にやらせてくれと、これが大前提と、今の考え方ですけれどもそういう形で制度としてやらせてもらっています。

(中川委員長)

おっしゃっている意味はよく分ります。ただ、こういうふうに応札して実際に有効札が一つしかないような傾向が続くようであれば、考え方を考えていく必要もあるのではないかとというような懸念を持っているということでございます。

(事務局)

先ほども申しましたように、競争性が保たれるということがあくまでも大前提ですが、ただ、中央区としましても、この有効札が1社だと思っていて区内に限定したわけではないと思います。ある程度の応札があると見込んでの入札であったと思います。最初から有効札が1社というような状況であれば、間違いなく中央区限定での発注ではなかったと思っております。

(中川委員長)

分かりました。その辺りの担保がされていれば、ある程度、業者さんにとっても有効なものになるかなという気がします。

ほかに何かございますか。

(津野委員)

今と同じところなのですからけれども、途中で辞退されているということで、最初から有効札が1ではないという予定で応札したということですからけれども、途中でこの辞退というのが他の工事を受注ということになっているのですけれども、その辺の、辞退するかしないかということもやはり分らないわけですね。実際に結果を見てみないと分らないと思いますけれども、2社が辞退してしまって結果的には1社に決まったということが、これはどうなのかなという、もう少し何かご検討をするような余地はあったのかなという感想なのです。

(事務局)

今おっしゃっていただいたように、結果として2社が辞退ということでございますので、先ほど契約課長が申し上げましたとおり、当然、当初から分っていれば範囲を広げるという手段もございましたが、今回は結果的にこういう形になったということです。

(内田委員)

また辞退の話なのですからけれども、公告があつて応募があつた後、自己評価表の提出の前に辞退があつたということでしょうか。どの段階で辞退が分かつたのか気になります。辞退した2社とも自己評価表を出していないようですが。

(事務局)

開札した時点で辞退ということが分っていると思います。

(内田委員)

そういう仕組みになっているのですね。では自己評価表を提出したかどうかは開札の前までは分らないということになっていて、それは区や市としてもどうしようもないと。

(中川委員長)

技術管理センターさんが答えていただいてもいいです。

今聞いているのは、自己評価表が出されていないのではないかとということですが、先ほどの話だと、応札して資格者になって初めてそのチェックをすると言っていたと思いますので。

(事務局)

自己評価表につきましては、株式会社石津組のほか、もう1社提出があつたのですけれども、それについては公表していないので、あくまでも最終結果だけを公表させていただいておりますので、今中央区総務課長が言われた、辞退としては公表しているのは2社という形

になっております。事前に自己評価表を提出していただいて我々が評価をするのですが、その自己評価表については2社、1社はその段階で提出がなかったということです。

(内田委員)

ではその自己評価表を出して辞退した会社は、開札前の段階で辞退をしていたのですか。

(事務局)

そういうことです。

(内田委員)

開札前に辞退が分かり、それで1社しか残らないということであれば、競争性の問題もありますので、もう1回入札をやり直すかどうかという検討もしているのかなと思ったのですが、開札にならないと分からないシステムなのですね。了解いたしました。

(鈴木委員)

この総合評価方式を取るの金額が大きいほうなのかなと思って見ていたのですが、金額の大きい共同企業体で受けているとか、そうでなくても単独で受けているものでも、金額の大きいものでも総合評価ではないというものがけっこう数が見られるのですが、その辺りは何ですか。技術評価しなくてもいいという、そういう何か信頼か何かがあるからなのでしょう。その辺りはどうなのでしょう。よく分からないので教えてください。

(事務局)

総合評価方式の採用については、今5,000万円以上の、概ね先ほどお話の6割程度ということで、全部総合評価にしますと実績がない会社が取れないということがありますので、全部を総合評価にするのではなくて、実績がない業者でもこういう実績を作るためにできるような形でということで、4割程度を一般競争入札にさせていただいているところであります。

実際の採用については、同じ5,000万円以上の工事でも、工事の内容等によって総合評価方式にするかしないかというところを決定しているところでございます。あくまでも、金額が高くても、盛り土工事のように、先ほど少しありましたけれども、それほど難易度が高くないような工事について採用しているものと採用しないものがありますけれども、全部をするのではなくて、工事の難易度等によって総合評価にするかどうかということを決定しております。

(鈴木委員)

単純に工事の難易度で。

(事務局)

同じ難易度でも、全部を総合評価にするのではなくて、6割くらいを総合評価にして4割くらいを一般競争入札にして、そういうところで今まで実績のない業者の実績を作ってもら

うとするような形で採用しているところです。

(鈴木委員)

結局、6割くらい総合評価をしようという、そちらが先行してしまっていて、工事の内容で分けしているとか、金額で分けしているとか、そういうことではない。

(事務局)

あとは、これまで新潟市で発注実績がないような工事、件数が少ない工事で総合評価にしますと、業者がある程度決まった形の入札になってしまいますので、ある程度発注実績がある工事について総合評価にさせていただいて、競争性がある程度保てるような形の工事を抽出しているところです。

(鈴木委員)

何かこう、総合評価を採用するかどうかということが、何かもやっとしていて、何か気持ち悪いような感じがあるのです。

(中川委員長)

少し恣意的な感じがするということですよ。新潟市の恣意的な感じがするのではないかと、鈴木委員の意見だと思いますので。

今の話につながって、この平成18年から続いている総合評価の件数、総合評価方式の表の件数を見ると、やはりある程度数の調整はしているのかなというような感じはするかと思います。ただその理由が、今の話のように競争性とかあるいは新規参入もできるように、ウェルカムにしようというような前向きなものであれば、それほど悪くないのかなという感じも私はしましたけれども。

では、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、総合評価方式でずいぶん皆さん話があったと思いますので、我々のほうの意見も少しあとで確認しておいていただきたいと思います。

それでは、事務局は次の案件について説明をお願いいたします。

(事務局)

秋葉区総務課の小野と申します。よろしくお願いたします。

抽出事案の②秋建第5号「小須戸1-121号線道路改良工事」について説明いたします。  
資料21ページをご覧ください。

予定価格、落札金額、落札率については記載のとおりでございます。工事種別は土木一式になります。工事内容としましては、JR線の線路沿いの既設の車道脇に歩道を整備するものです。これにつきましては、資格参加申込みが3社ありましたが、辞退1棄権1となっております。

23 ページをご覧ください。入札公告が出ておりますが、下のほうの入札公告の実績要件の部分になります。こちらに記載されておりますが、本工事はJRの線路脇の工事のため、入札に参加できる業者は、真ん中「かつ」以降になります。東日本旅客鉄道株式会社より、鉄道工事に精通した会社であることと認定されているもの、また、契約後、東日本旅客鉄道株式会社との協議により、日本鉄道施設協会の「工事管理者（在来線）又は軌道工事管理者（在来線）資格認定証」を有するものを必要に応じて配置できることという条件が加わっております。ここで入札に参加できる業者が限られてきておりまして、そのため参加申込みが少なかったものと思われまます。なお、辞退者と棄権者それぞれ1社ずつありましたが、いずれもこの要件に該当していなかったということでの辞退、棄権でございます。

続きまして入札率が99.03パーセントということについてですが、通常の土木工事と違いまして、諸経費の部分が非常にかかってくるということで、本工事のような工事では、鉄道事業者との毎週の打ち合わせが必要で、諸経費を押さえることが難しい傾向にあると同っております。また、JRの線路脇の工事のため、資格を有する鉄道見張り員を配置するとともに、電車が通過する前に重機を停止させなければならないなどの工事現場での制約が大きく、同様の工事よりも工事の進行に時間を要するという傾向にあります。本案件は信越線の線路脇のため電車の通行量も多く、必然的に重機の停止も多くなり、実工事日数も多くなったと思われまます。また、実工事日数が多くなることにより鉄道事業者との打ち合わせ回数も多くなり、現場事務所経費も必要になってくるということだと思われまます。結果的に諸経費を押さえることが難しく、落札率が高くなったと推測しております。

（中川委員長）

では、この辺りは続けて、次の案件の説明も事務局からしていただけますか。

（事務局）

抽出議案説明③に入ります。契約課長補佐の猪爪です。よろしくお願ひいたします。

抽出議案③建一第4号「物見山第1住宅解体工事」について説明いたします。25ページからご覧ください。

予定価格は2億106万円、落札金額1億9,900万円で、落札率は98.98パーセントです。工事種別は解体です。参加申請者は12社、そのうち無効が8社、超過が3社、最終的な有効札は1社となりました。

次のページに簡単な工事概要および取り壊す建物の配置図を掲載させていただきましたのでご覧ください。

次に一般競争入札の公告について説明いたします。27ページをご覧ください。上から順に、契約の締結について議会の議決を要するための仮契約までの公告につきましては、今までの

案件と同じですので省略させていただきます。

その下、単体又は特定共同企業体というところをご覧ください。特定共同企業体の場合の条件は、一定金額以上の工事について特定共同企業体の結成を資格要件としており、本件におきましては3社によるJV結成を要件といたしました。最小出資比率は20パーセントとしております。

続きまして格付け又は評点ですが、解体工事ではランク付けを行っておりませんので、特定共同企業体の代表者、構成員ともに、新潟市入札参加資格者名簿の「解体」に登録されているものであれば誰でも参加できるとしてあります。

営業拠点は市内に本社、本店を有するものに限定しております。

実績要件については、審査委員会に諮って定めた要件としまして、JVの代表者には同種工事の実績として、平成14年4月1日以降に竣工した1,000万円以上の非木造建築物の解体工事で、公共工事、民間工事いずれの実績でもよいとしております。配置予定技術者については、JVの代表者に解体工事業に対応した解体工事施工技士および石綿作業主任者の資格を有する者の配置を求めています。構成員につきましては、実績、配置技術者ともに問わないということとしております。

28ページをご覧ください。今回の入札では12社が参加申込みをしており、8社が無効、3社が超過となり、残りの1社の有効札であった廣瀬・不二・北栄特定共同企業体が落札候補となりました。

抽出理由にありました、解体工事は落札率が高く有効な入札が少ないという傾向についてですが、まず解体工事につきましては、ほかの土木工事とは異なりまして決まった単価というものが存在していないということで、予定価格につきましては複数の解体登録業者からの見積もりに基づいて決定しているため、土木工事のような明確な基準による積算結果ではないということがいえるのかもしれませんが、例えば、たまたま安めの業者から見積もりを取って安い予定価格となった場合は、入札を行って、他者の入札札が超過が多くなっている傾向にありますし、逆に高めの業者から見積もりを取って高い予定価格となった場合は無効が多くなる傾向となると思っております。

それから、配布しましたこちらの別冊資料2の、一般競争入札の12ページをご覧くださいと思います。No.248から251まで、建二第18号以降4件が今回の上半期におけます解体工事なのですけれども、それをご覧くださいますと、No.249、250につきましては、右のほうに移ってきていただきますと、無効の札が多い、こちらに偏ったケース、それから248と251につきましては超過に偏ったケースという傾向が見られます。当然、工事発注課としまして適切な予定価格となるよう見積り依頼先を選定しているところですが、同一業者でありま



しても参考見積額と実際の入札額が乖離するケースもありまして、今回のように偏ってしまうことがあると考えております。

あと、解体工事は施工材料や施工方法などさまざまありまして、市としては特定の縛りはかけていないため、各社が得意な分野で活用できるかどうかで入札額が大きくばらつく傾向があります。

また、今回の物見山住宅についてはアスベスト除去が多く、他の解体工事に比べて直接工事費の割合が高くなったため、最低制限価格も高めに設定されております。予定価格と最低制限価格との差が小さくなるため、これも有効札が少なくなった要因と考えられます。

解体工事につきましては、見積もり聴取結果と入札結果を検証しまして、引き続き適切な予定価格となるように努めていきたいと考えております。

(中川委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの2件の抽出案件につきまして、皆様からご意見ご質問等ございますでしょうか。

では私から。秋葉区の件につきまして、JRがらみということで、一般的に普通の業者さんがどんどん入れるという状況ではなかったということの説明だったのですが、その中で、諸経費で非常にお金が掛かるというところの説明についてもう少し詳しく、どのような諸経費かということをお教えいただければと思います。

(事務局)

毎週JRと会議を開いて、進捗状況等の確認とか指示を受けなければならないということが1点。それから、資格を有する列車見張り員を配置しなければならないという点が主なものだと思います。

(中川委員長)

その列車見張り員というのは、その見張りの人が見て、その都度重機を止めるという役割の方なのですか。すみません、細かいことなのですが。

(事務局)

はい、そうです。列車が通過する約5分前に重機を止めて、また通過したことを確認してから再開するという流れになります。

(中川委員長)

人件費が余計にかかるということと、毎週会議で別に集まる人たちに、時間と人が毎週会議で掛かるという、この二つということですね。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。

(旗委員)

これは秋葉区の業者に限られた発注、業者は秋葉区の企業でなければいけないというわけではなかったということですね。

(事務局)

はい。23 ページをご覧ください。真ん中より少し下になりますが、営業拠点、新潟市内に本社、本店を有するものということで、区には限定しておりませんでした。

(旗委員)

では少し遠めの会社が落札したと。遠めの巻の業者が落札したと。

(事務局)

そうですね。

(旗委員)

ありがとうございました。

それからもう1点。物見山の解体工事のほうで、見積もりを取る会社によって最低制限価格が増減、上になったり下になったりするとおっしゃっていましたが、この場合、見積もりを取る企業の公平性とかはあるのでしょうか。

(事務局)

何社くらいから見積もりを集めるかという意味ですか。

(旗委員)

この場合、例えばこの落札した会社から見積もりを取っていた、お願いしていたとしたら、この会社を取りやすくなるのではないかと思ったのです。

(中川委員長)

具体的に、参考見積もりを取るのは何社から取っているか教えてもらえますか。そうすると少し分かりやすいかなと。

(事務局)

複数社ということで。

(中川委員長)

1社だけではないということですね。

(事務局)

そういうことになります。

(中川委員長)

それによって、少し公平性が見えるかどうかというところだと思います。

(旗委員)

けっこう金額が。

(中川委員長)

ばらつきますね。

(事務局)

今回、2億2,420万円から1億3,460万円という差になっておりますので。

(旗委員)

この低いところで見積もりを取ったら最低制限価格も低くなって。

(事務局)

予定価格も低くなりますので、そうすると入札の結果、かなり超過の業者が増えるということになります。

(旗委員)

だとしたら、見積もりを取る会社によって。その辺の公平性。

(事務局)

ただ、先ほどの説明でも申し上げましたが、解体の業者が持っている得意な分野といいま  
すかやり方とかそういうものがある関係で、そういう解体にあると、やはりそういう得意  
な分野を活用できる業者は安く見積もりが出せるのかもしれませんが、今回はこのアスベ  
ストの除去というものがかなり経費のところ跳ね返ってきた内容だと聞いておりますので、  
このアスベストの処分ですとか、作業の内容についても各社の体制などもかなり違ってくる  
だろうと思っております。

(旗委員)

ありがとうございます。

(中川委員長)

要は、土木工事のように分かりやすい単価の出し方ではないということですね。いろい  
ろな解体方法があるし、その中で得意分野も持っている、それぞれが持っているだろうとい  
うことでばらつきが出てくるというふうに今のお話は理解できるかと思えます。

ではほかに何か。

(内田委員)

見積もりした業者もこの入札に応募できるのですか。

(事務局)

当然そうなります。一般競争入札ですので。

(内田委員)

公正性が保たれるのかどうか気になるところもありますが、そういうシステムなのですね。

(中川委員長)

要は、行政側では、自分たちで見積もりを作ることはなかなか難しいということですね。だからということなのかなと思ったのですが、違いますか。

(事務局)

工事担当課としてはそういうことだと思います。

(鈴木委員)

今回の案件は特定共同企業体を対象としておりますけれども、それに絞ったというのは、どのあたりに理由があるのでしょうか。

(事務局)

解体工事自体がなかなか件数が少ないというところもありますので、より多くの業者に受注していただきたいという目的で3JV限定とさせていただきました。要は、少なくとも3社が受注できるということになりますので、2億円を超えていますので、これだけ大きい解体工事はめったにありませんので、より複数の業者に受注の機会を得ていただきたいという目的で3社JVとさせていただきました。

(鈴木委員)

よく分かりました。

(中川委員長)

それはなかなかいいやり方かなと、今お聞きして思いました。

ほかに何かございますでしょうか。

では、特にないようでしたら一般競争入札をここまでにしまして、次に指名競争入札の説明について事務局からお願いいたします。これも2件続けて説明をやっていただけますか。

(事務局)

④秋葉区総務課になりますが、建一第47号「小須戸保育園電気設備改修工事」につきまして説明いたします。資料は29ページになります。

予定価格、落札金額、落札率は記載のとおりです。工事種別は電気、空気調和設備の更新に伴う電源設備の更新および老朽化した消防設備等の改修工事になります。

入札結果につきましては32ページをご覧ください。10社を指名しました指名競争入札ですが、全社で応札し、7社が予定価格を上回ったため超過、有効札3社のうち最低価格入札

者である有限会社岡田電気商会在落札し、契約を締結したものです。

落札率が 98.98 パーセントと高くなった理由および 7 社が超過だったということにつきましては、本工事では、空調電源を、キュービクルと呼ばれる高圧 6,000 ボルトの受電盤から低圧 200 ボルトの引込み開閉器盤への変更としておりますが、入札参加者の内訳では、その引込み開閉器盤およびこれに付帯する設備の単価が高く積算されておりました。これが原因だと思われまます。これにつきましては、推測になりますが、メーカーの指定がないので、積算の段階でどのメーカーの基盤を積算したかによって、そのときの入札が変わってくると伺っています。

また、本工事は、建設工事に該当する天井への点検口の設置および仮設の移動足場が含まれており、入札参加者の内訳ではこれらの単価が高く積算されていることから、これも入札率が高かったという原因だと考えております。

(事務局)

続きまして、抽出事案⑤建一第 17 号になります。中央区総務課から説明させていただきます。

工事名が「音楽文化会館屋上防水改修工事」でございます。資料は 33 ページでございます。

指名競争入札の案件でございます。予定価格、落札金額については記載のとおりでございます。落札率は 98.35 パーセント、工事の種別でございますが防水工事でございます。音楽文化会館の屋上部分の防水工事でございます。

次の 34 ページに若干工事概要資料等がありますのでご覧ください。

35 ページの入札情報でございます。記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

続きまして入札結果でございます。36 ページをご覧ください。指名業者 8 社のうち、辞退 3 社、無効 2 社、超過 1 社となっております。辞退の理由書が 2 社からそれぞれ出ておりますが、これも先ほど少し説明したのですけれども同じでございます。他に工事を受注したため技術者の確保ができなくなったということが辞退 2 社の理由となっております。

本件でございますが、建築に関する工事でございます。土木工事に比べて予定価格や最低制限価格等を予測することが非常に難しく、入札金額がばらつくことがあります。今回は結果的に有効入札が 2 社となっており、そのうち低い金額を入れた業者が落札しているというところでございます。複数社対応しており、競争性は保たれていることから、適切な入札であったと考えているところでございます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

ただいまの指名競争入札2件についてのご意見ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

指名する会社については、どういう基準で決められたのか教えてください。両方ともです。

(事務局)

秋葉区の工事におきましては、区内の電気工事の登録をしている会社というのが基準です。

(中川委員長)

中央区のほうはどうでしょうか。

(事務局)

基本的には登録業者の中から当然選んでいるというところがございます、旧新潟市というのを念頭に置いて、登録業者の中から選んでいるというところがございます。

(鈴木委員)

中からということは、全てではなくてということ。

(事務局)

はい。全部ではないです。登録業者全体から選んだわけではなくて、登録業者の中から旧新潟市、中央区ですとか東区ですとか、そういったところのあたりから選びました。

(鈴木委員)

防水工事ができる業者を選んだというか、全部なのでしょうか、それともランクいくつ以上とか。

(事務局)

防水にランクはありません。

(鈴木委員)

では全部ということでもいいのでしょうか。防水工事ができる業者の登録業者はこの数だったということ。

(事務局)

その中から8社を選んでいるということです。その8社を選ぶにあたっては、中央区ですとか東区、要は旧新潟市の中に社を構えているところから選んだということです。

(鈴木委員)

その「から」というのが、防水工事ができる業者全部ではなくて、旧新潟市で防水工事の登録業者の中から選んだということなのではないでしょうか。対象となる旧新潟市、防水工事ができる業者。

(中川委員長)

鈴木委員が聞いている意味としては、指名競争入札になるので、その指名の仕方はどうい

うふうにしたのかというところだと思のですがいかがですか。指名の仕方として、旧新潟市の業者の中から8社を選んだ、ではなぜ8社を選んだのかということをも分聞きたいのかなという感じがするのですが。

(事務局)

旧新潟市にも8社以上あるのではないかと。その中でさらにその中からまた8社をなぜ選んだのかという理由でございますね。

(中川委員長)

8社をなぜ選んだのか。

(事務局)

これしかお伝えできないのですが、中央区だけでは足りない中で、施工場所に近いというか、より関連する東と西のところから選んできたという状態でございます。

(事務局)

指名競争入札の一般論としてですが、当然、例えば土木工事であれば一般土木工事に登録している業者から選ぶわけです。土木業者であれば数が大変多いので、例えば中央区であれば中央区内で名簿登録されている業者から選ぶことになると思います。

ただ、例えば30社登録があるうち8社をどうやって選ぶかという形になりますが、原則としてはその施設に一番近いところを重点的に、あるいはその施設を以前改修した工事があったその建物をよく知っているとか、そういったいろいろな条件の中から選んでいくという形になると思います。

ただ、偏りがあってはいけませんので、30社が年間を通してまんべんなく指名を受けられるような形にはなるとは思います。その選択の方法は、その工事によって、その場所によって、いろいろ優先度があるという形になると思います。

今の防水に関しましては、防水工事自体が、業者自体が少ないと思います。多分中央区の中だけでは競争性が保たれないということで、数が足りないということで、原則、その区で足りなければまず隣接区を入れて選んでくださいということにしております。ですから中央区ですと隣接する区ですから東区、西区という形になると思います。それでも足りなければ全市に広げてという形で段階を踏んで範囲は広げていってくださいという形の指導はさせていただきます。

(鈴木委員)

その指名について、何かクレームが出るということはないのでしょうか。どうしてあそこばかり指名するのかというような。それがなければいいなと思っているだけで。

(事務局)

たまにですけれども、自分の会社の目の前の道路工事なのに指名されないとはどういうことだというクレームがきますので、それに関してはきちんとその場所、工事場所と会社の位置とを確認した上で指名してくださいという話はさせていただいております。

(中川委員長)

やはりそういうクレームはたまにあるわけですね。

(事務局)

たまにですね。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

では秋葉区のこの価格のばらつきのところについて少しお聞きしたいのですけれども、これは高圧から低圧にする装置、機械、これの価格の見積もりで変わったのではないかということだったのですけれども、だいたい、これも分かればいいのですが、どれくらいの価格からどれくらいの価格のものがあるのでしょうか。

(事務局)

すみません、そこは把握しておりませんが、積載した担当の者がどのメーカーのものを積算の基にしているかによって価格が異なります。

(中川委員長)

メーカーによってずいぶん違いがあるということはあるのですね。

(事務局)

はい。

(中川委員長)

分かりました。少し疑問でしたのでそこだけお聞きしたかっただけです。

ほかに何かございますでしょうか。

では、ないようでしたら、今度は随意契約について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

抽出事案⑥でございます。建二第 55 号「(仮称) 国際青少年センター・文化創造活動・交流拠点施設整備ガス設備工事」でございます。資料 37 ページをご覧ください。

随意契約の案件でございます。予定価格、落札金額については記載のとおりでございます。落札率 100 パーセントでございます。工事種別は管でございます。ガス配管設備工事になります。

下から 2 段目、上記業者を選定した理由でございます。ガス事業法第 48 条および北陸瓦斯託送供給約款Ⅳ—33 項によりまして、他社が施工できないため、地方自治法施行令第 167 条



の2第1項第2号の性質または目的が競争入札に適さない項に適用しているものでございます。

このガス事業法第48条でございますが、ガスの供給区域における託送供給にかかる料金その他の供給条件について、要はガス事業者となるには、経済産業省令で定めるところにより、約款を定めたあと、経済産業大臣の認可を受けなければならないとなっております。本工事の供給区域につきましては、北陸瓦斯株式会社はその認可を受けておりまして、他の事業者は認可を受けていないということでございまして、この区域でガスの工事をするということになりますと、国に認められております北陸瓦斯株式会社しかできないということになっております。

併せて、北陸瓦斯の託送供給約款Ⅳ—33項は、ガス工事を申し込む方は、当社、要は北陸瓦斯が定める契約条件に基づいて当社にガス工事の申込みをしていただきますというふうでございます。要は、利用者さんが実際にやるには北陸瓦斯のオッケーがないとできないという縛りもございまして、以上のことから、当該案件につきましては北陸瓦斯株式会社と随意契約を結んだというところでございます。

(中川委員長)

ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。

(大野委員)

場所的に旧二葉中学校ということで北陸瓦斯新潟支社と近いのですけれども、これが仮に新潟市で北陸瓦斯の管内でない場合はどうなるのでしょうか。例えば新津とか西蒲とか、そういうところでこういう工事があった場合は北陸瓦斯がやるのでしょうか。

(事務局)

その区域ごとに経済産業大臣のほうから認定を受けていますので、新津であれば新津の区域で認可を受けた業者がやることになると思います。

(大野委員)

そうすると、ではこの旧二葉中学校の工事は、新津とか西蒲とかのガス業者は参加できない、法律でもうだめだということなのですね。

(事務局)

そうです。お手元の別冊資料の2、発注方式別工事一覧表の一番うしろを見ていただくと、横越小学校の大規模改造ガス設備工事、工事番号20建二第62号でございますが、これですと越後天然ガス株式会社と、それごとに、区域ごとに決められておりますので、前のページに戻っていただくと、例えば白根ですと白根ガス株式会社ですとか、そういう形で決まって

おります。

(大野委員)

そうすると少し競争性がということなのですが、これはもう仕方がないことで、法律上の制約があつてだめなのですね。

(事務局)

法律で決められているということと、やはりガスですので、設置した業者に当然、そこをいじるのであれば、さらにまたそこを見ていただくということがより重要になると考えていかと。

(大野委員)

仕方がないということになるのでしょうか。

(中川委員長)

電気であれば、最近では自由競争ということでそのエリアごとの電力会社とは別のところと契約するというような動きも出せるようになりましたけれども、ガス工事に関してはできないということですね。だからこそ随意契約という形にせざるを得ないということだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では一つだけ質問というか教えていただきたいのですが、青少年健全育成と文化芸術活動にかかる二葉中学校の跡地ということで、これは工事とは少し関係ないのでけれども、なぜ文化創造と国際というものなのかということとか、実際になにをやるのかということがもし分かればいいのですが、これはあまりこの契約とは関係ない部分なので非常に聞くのもあれかなと思うのですが、もし分かれば、なぜここは国際青少年、そして文化創造という名称でどのようなことをやるのだろうという疑問がわいたものですから。分かればいいです。

(事務局)

分かる範囲で。

基本的にこちらの建物でございますが、文化芸術活動の支援という機能と、青少年体験活動の推進という二つの機能を併せて作ろうと、それはそれぞれ個々に機能させるのではなく、当然文化の面、日本国内だけではなくて海外の文化もいろいろ学びながらということで、相互に交流することによってさらに機能性が上がるのではないかとということで、この旧二葉中学校のところに二つの機能を合体させて相乗効果を求めましょうというものになっています。

この文化活動のほうなのですが、基本的に何ができると申しますと、工房、ギャラリー、クリエイティブルーム、実際の活動をするところです。そういったワークショップルー

ムですとか、いろいろな文化活動をするにあたって、いろいろな方々が材料を持ちこんで、実際に作る現場であったり、また、いろいろな方々が集まってワークショップをしたりというような、いろいろな、多目的な活動ができるような、文化芸術に関することができるような、そういった施設になっております。

もう一つ、青少年の体験活動のほうでございますが、これは基本的に大畑少年センターの機能をここに移す予定になっておりますけれども、基本的には研修室、多目的スペース、談話室、調理室、音楽室、体育館、野外炊飯場、和室、茶室等、いままで青少年センターにあったものにプラスアルファ、要は今までも足りない、もっとこういうものがあつたほうがいいというご要望を受けて、そういった施設、機能も含めて入れるということになっております。

この二つを合体させた機能を、この旧二葉中学校に入れようということでございます。

(中川委員長)

分かりました。余計な質問だったのですが、そうすると大畑小学校から二葉中学校に一部機能が移るといようなイメージもあるのかなということになって、少し、昔のことを知っている私としては感慨深くて、質問させていただきました。

では、以上で抽出案件についてはすべて終わりましたので、本日の委員会については、あとは全体、今回の委員会の全体についての何か質問、意見、契約についての意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、今回はその前段でかなりいろいろな意見、質問が出たと思いますので、それをまた事務局のほうで検討していただければと思います。

次第の2、その他、次回の当番委員について、事務局から説明をお願いいたします。

## **当番委員について**

(事務局)

当番委員につきましては、前回承諾いただいたとおり、平成30年度第1回が鈴木委員、第2回を大野委員にお願いする予定としておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては後日送付いたしますので確認をお願いいたします。確認後、契約課のホームページに掲載いたしますので、ご承知おきください。

次回の定例会議につきましては平成30年5月下旬を予定しております。また時期が来ましたら事務局より日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(中川委員長)

それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了ということになりましたので、これで閉会にしたいと思います。ご苦労さまでした。